

入札説明書

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本法人」という。）が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、本法人の会計規程及び契約規程並びにその他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和7年11月19日（水）

2 入札に付する調達の内容

（1）入札件名

基礎医学棟4階実習室 中央実験台 購入

（2）調達物品及び数量

（株）ダルトン 中央実験台（W3600×D1200×H800）9台 KC01-36AF-004T

【附属備品】

- ・W680 センター流し台（2方口水栓）×2
- ・W900 オープン木製シェルフ×2
- ・100V15A 2口コンセント×4

（3）その他詳細については、仕様書によります。

3 入札説明会

入札説明会は行いません。

4 仕様書等に関する質問の受付及び回答

（1）受付期間

令和7年11月26日（水）午後5時まで（必着）

（2）提出書類

質問票（様式1）

（3）提出方法

メール（電話による質問は不可）

（4）送付先

公立大学法人奈良県立医科大学 法人企画部 教育支援課 医学科教務係 山内

E-Mail : gakuseik@naramed-u.ac.jp

（5）質問に対する回答

令和7年12月1日（月）に奈良県立医科大学ホームページの調達情報ページに掲載します。

5 入札参加申込

(1) 申込期間

令和7年12月4日（木）午後1時まで（必着）

※ただし、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出書類

- ・競争入札参加申込書（様式2）
- ・納入実績報告書（様式3）

(3) 提出方法

持参又は郵送によります。

郵送の場合は、簡易書留又は、レターパックプラスを用いてください。

(4) 申込書提出先

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 法人企画部 教育支援課 医学科教務係 山内

TEL：0744-22-3051（内線）2213

6 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、5の（2）に示した提出書類に基づいて確認し、その結果を令和7年12月8日（月）に入札参加申込者に対し、メールで通知します。

7 入札及び開札の日時・場所

令和7年12月10日（水）午前10時00分から

奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 基礎医学棟5階 小講義室

8 入札書の作成方法等

(1) 入札書は、様式5によることとします。

(2) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とします。

(3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。

- ① 件名は、「基礎医学棟4階実習室 中央実験台 購入」とします。
- ② 年月日は入札書の提出日とします。
- ③ あて名は、「公立大学法人奈良県立医科大学理事長 細井 裕司」とします。
- ④ 入札者氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章にあつては奈良県（会計局総務課調達契約係）に届出済みのものとします。
- ⑤ 代理人が入札する場合は、様式6の委任状に、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載し、必要箇所に押印して提出してください。
- ⑥ 入札書に記載する金額は、仕様書に明記する一切の諸経費を含んだ額としてください。

- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について入札書に押印するものと同じ印を押印しなければなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、入札日時に入札箱に投函してください。その際、封筒に入れ密封し、かつ、封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び入札件名を記入してください。（記入例を参照）
- (2) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (3) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができます。
- (4) 1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。
- (5) 入札を辞退する場合は、入札の前日までに様式4の入札辞退届を提出してください。

10 入札保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第4条に定めるところによります。

ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第17条の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

11 契約保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条に定めるところによります。

12 開札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が必ず出席（1者1名）して行うものとします。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 所定の入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって入札をした者を落札者とします。

ただし、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度入札（2回目）を行います。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。
- (3) 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

16 調達手続きの停止等

この調達に関する苦情申し立てに係る処理手続きにおいて、契約を停止し又は解除する場合があります。

17 契約の締結等

- (1) 落札者は、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第24条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条第1項に該当し、免除を受けようとする者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。
- (2) 落札者が契約の締結までに（4）の要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しません。
- (3) 契約締結後、契約の相手方が（4）の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。
- (4) 要件については、次のアからキに掲げるとおりです。

ア 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員によ

- る不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- イ 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、奈良県立医科大学が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

18 契約の解除

契約締結後、契約者について 17 のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、17 のア、ウ、エ 及び オ 中の「落札者」は、「契約者」と読み替えるものとします。

19 契約書の作成

- （１）契約書は２通作成し、各自１通を保有することとします。
- （２）契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- （３）契約の手続きにおいて、使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とします。

20 その他の事項

- （１）落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失った又は指名停止を受けた場合は契約を締結しません。
- （２）入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守することとします。（信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。）